

県央地域の各市町村における「予防接種」について

	厚木市 (健康づくり課)	愛川町 (健康推進課)	清川村 (保健福祉課)	海老名市 (高齢者)(地域包括ケア推進課) (乳幼児)(こども育成課)	座間市 (健康づくり課)	大和市 (健康づくり推進課)	綾瀬市 (健康づくり推進課)
予診票、問診票の近隣市町村での統一	<p>予診票については、定期接種実施要領に示された予診票を基に作成しております。(各予診票の頭に、「厚木市〇〇予防接種予診票」と記載あり。【例】厚木市四種混合予防接種予診票、厚木市B型肝炎予防接種予診票など)</p> <p>なお、予診票は各実施医療機関に備え付けており、原則として、厚木市民には本市で作成した予診票を使用しておりますが、外国籍の方が接種する際には、必要に応じて、(公社) 予防接種リサーチセンターで作成している、外国語版の予診票(15か国語対応 R1.10.29現在)を使用しております。</p>	<p>予診票については、定期接種実施要領をもとに作成しております。</p> <p>また、各実施医療機関に備え付けてあり、町民が接種される場合に使用していただいております。</p> <p>日本語がわからない方の場合には、予防接種リサーチセンターで作成している外国語版を使用しています。</p>	<p>各予防接種の予診票は、定期接種実施要領を元に作成しています。</p> <p>対象者へは個別に手渡ししており、住所欄に「清川村」まで印刷済み、医療機関へは「清川村役場提出用」と請求先が分かるようにしています。対象者人数が他市町より少ないため、数年分まとめて印刷し使うことが多く、統一に伴う予診票の修正などには即時対応が難しい場合があります。国や県で統一した予診票を作成してもらえたら利用したいです。</p>	<p>(高齢者部分)</p> <p>高齢者予防接種(インフルエンザ、肺炎球菌予防接種)予診票について、他市の予診票を拝見したことがないため、不明な点が多々あります。</p> <p>予診票については、厚生労働省のひな形を元にしながら作成しているため、共通事項があると思います。ただ、同意書を記入して頂く基準や同意書の記入者は誰かなども統一していかないと予診票を統一するのは難しいと思います。また、市町村では医師がいない中でどこまで変更していいかも不明です。</p> <p>(乳幼児部分)</p> <p>近隣市町村でも予防接種や乳幼児健診等の実施方法が異なり、また、対応する予診票や問診票等の配布時期が異なることから、その書式自体も厚生労働省のひな形を元にしながら様々な仕様があると思われれます。</p> <p>海老名市では予防接種の間違い事故防止のため、予防接種ガイドラインに記載のある各ワクチンの製品のバイアルキャップ、チューブの色に合わせ、ほとんどの予診票を作成しています。</p> <p>なお、外国籍等で日本語の予診票使用が難しい方には、予防接種リサーチセンターで作成している外国語版の予診票を使用しています。</p>	<p>当市では、定期予防接種実施要領を基に市民及び協力医療機関の利便性を考え作成し、一枚の予診票で複数の予防接種の同時接種が可能となる予診票を作成しています。さらに平熱等の追加質問等も加え国の様式とは異なる部分があります。</p> <p>また、予診票が他市で誤って利用されることを防ぐため住所には予め座間市と記入されたものを作成しており、近隣市町村での統一は難しいと考えています。</p> <p>外国語の予診票につきましては、予防接種リサーチセンター予診票には、日本語併記がないため、リサーチセンターの予診票を利用いただいた場合も座間市の予診票の添付をお願いしています。</p>	<p>予診票については、定期接種実施要領の予診票を基に作成しております。</p> <p>複数市での協力医療機関となっている医療機関によっては、予診票が管理しやすくなると思います。市町村による予診票の記載方法の違い・記載間違いも少なくなり、医療機関・行政ともにメリットとなると考えます。</p> <p>また、近隣市町村で統一することで大量発注も可能となりコスト削減にもつながると思います。</p> <p>なお、外国語の予診票については、業者に翻訳依頼し、9か国語作成しており、必要に応じてお渡ししています。</p>	<p>定期の予防接種予診票につきましては、厚生労働省により、様式、質問項目が示されており、各自治体においてこれを基に作成しているところですが、本市の問診票につきましては、見やすいよう体裁の工夫や、医師会からの要望による項目の追加などを行っており、国提示の様式とは若干異なっております。</p> <p>問診票の統一につきましては、過去において、県下で統一できないかとの検討も行われ、その際、追加項目の有無などが課題となり、統一に至らなかったと認識しております。</p> <p>また、外国語の予診票につきましては、公益財団法人予防接種リサーチセンターにより、国提示の様式が翻訳されており利用させていただいております。</p>

	厚木市 (健康づくり課)	愛川町 (健康推進課)	清川村 (保健福祉課)	海老名市 (高齢者)(地域包括ケア推進課) (乳幼児)(こども育成課)	座間市 (健康づくり課)	大和市 (健康づくり推進課)	綾瀬市 (健康づくり推進課)
予防接種の近隣市町村での受診	<p>本市の小児定期予防接種については、厚木医師会、海老名市医師会、秦野伊勢原医師会、平塚市医師会及び座間市医師会と委託契約を結んでおり、各医師会に加入している実施医療機関において個別接種を行っています。</p> <p>なお、保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、(本市が委託契約を結んだ) 実施医療機関以外で接種を希望する場合は、事前に申請を受け付けた上で、償還払いを行っております。</p>	<p>現在、予防接種については、厚木医師会と委託契約を結んでおり、医師会加入の協力医療機関において個別接種を実施していただいております。医療機関から直接、町へ委託料を請求していただいております。</p> <p>広域での実施をするのであれば、風しん第5期のような集合契約の手法をとるなど、契約・支払事務の方法について、解決しなければならない課題があると思われる。</p>	<p>現状では対象者から他地域での接種を希望する問い合わせや要望は聞かれていません。医学的理由により必要があれば、医療機関と個別で契約するなどして対応しています。</p> <p>広域での契約について、各市町村が医師会毎に契約事務を行い、関連文書等を関係医療機関に発送するのは事務量の増大につながるため、全体を取りまとめていただける機関を通じての集合契約等でなければ難しいと考えます。</p>	<p>(高齢者部分)</p> <p>高齢者予防接種は、海老名市医師会、座間綾瀬医師会、厚木医師会に所属している医療機関に事業協力調査のうえ、医師会を代表として委託契約締結を行い、市民の方は定期接種について公費負担で接種できます。又、主に市内の施設に往診している市外の医療機関とも契約をしています。</p> <p>やむをえない理由(他市、他県の施設に入所や入院など)で上記以外の実施医療機関で接種希望の場合は、市へ事前申請により入所先、入院先でも受けることができます。その場合は海老名市が発行する「予防接種実施依頼書」、「海老名市の予防接種予診票」などを施設または病院に持参し、費用は接種後に償還払いできる助成制度があります。</p> <p>(乳幼児部分)</p> <p>予防接種事業の円滑な推進、接種者の利便性を考慮し、定期予防接種の相互乗り入れを実施しています。</p> <p>海老名市では海老名市医師会、座間綾瀬医師会、厚木医師会に所属している医療機関に事業協力調査のうえ、医師会を代表として委託契約締結を行い、市民の方は定期接種について公費負担で接種できます。又、専門医療機関として大学病院等4医療機関とも契約を締結しています。</p> <p>やむをえない理由(里帰り出産等県外に長期滞在するなど)で上記以外の実施医療機関で接種希望の場合は、市へ事前申請により滞在先の県外市区町村でも受けることができます。その場合は海老名市が発行する「予防接種実施依頼書」を相手方医療機関に持参し、費用は接種後に償還払いできる助成制度があります。出生時、転入時及び年度末に未就学児のいる家庭にお渡ししている「えびな健康だより SUKUSUKU」への掲載やお問い合わせ時にご案内しています。</p>	<p>当市では市民の利用がある、座間市医師会、綾瀬医師会、海老名医師会との協力医療機関のほか、市境に近い厚木市、大和市、相模原市の近隣市町村での医療機関と個別契約を締結し接種が可能としています。</p> <p>また、在宅介護や里帰り出産などで指定の医療機関で実施することが困難な場合は、事前申請による償還払いの制度があります。</p>	<p>近隣市町村で予防接種を受診できるようにすることは、市民の利便性を考えるとよいことと考えます。本市では、大和市医師会と協力し、近隣市町村での予防接種受診について相互乗り入れを目指し、まずは本市の協力医療機関を他市へ広げてきました。現在、7市54医療機関が協力医療機関となっております。市境の医療機関では一定数の実績が報告されています。</p> <p>近隣市町村での相互乗り入れと予診票の統一の両方を合わせて実施できるとより効率的であると考えます。</p>	<p>本市では、近隣の郡市医師会と調整し委託契約を締結しており、市民には、接種できる医療機関を健康だよりなどで案内しております。なお、里帰り等で委託契約外の医療機関で実施する場合は、保護者又は本人からの申請により依頼書を発行し、予防接種を実施しています。</p> <p>そのため、本市民が他市町村で接種することができないという事例はないものと考えております。</p>